

令和6年7月30日

公 告

陸上自衛隊
大久保駐屯地業務隊長
(公 印 省 略)

陸上自衛隊大久保駐屯地における食堂、クリーニング及び理容を設置し経営する業者について、次のとおり募集します。

記

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 法令等の規定により営業に係わる許可等を有していること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者へ委託又は譲渡することなく、すべて自社で遂行できること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に応募しようとする者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法（昭和23年6月30日法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

3 国有財産の使用許可期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

（使用者の申し出により官側が必要と判断した場合には、原則として一度限り5年間の期間で更新することができる。）

4 公募業種及び公募数

- (1) 食 堂：1店舗
- (2) クリーニング（取り次ぎ）：1店舗
- (3) 理 容：1店舗

5 設置施設の所在地及び名称

- (1) 所在地：京都府宇治市広野町風呂垣外1番1
- (2) 名 称：陸上自衛隊大久保駐屯地 厚生センター

6 募集要領等の配付

- (1) 期 間
令和6年8月20日（火）から同年9月2日（月）
（土日を除く、各日、午前9時から午後4時まで）
- (2) 場 所
京都府宇治市広野町風呂垣外1番1
陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊 厚生科共済班事務室
（直接受領できない場合は、郵送可。ただし郵送料は、負担願います。）

7 業者説明会

- (1) 日 時：令和6年9月11日（水）午後2時から
- (2) 場 所：陸上自衛隊大久保駐屯地厚生センター 2階 第2ホール
- (3) 携行品：募集要領及び仕様書
- (4) 申込要領
 - ア 提出書類
業者説明会参加申込書（募集要領 別紙様式第1）
 - イ 申込先（郵送又は持参による。）
陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊 厚生科厚生班（担当 西浦）
〒611-0031 京都府宇治市広野町風呂垣外1番1
電 話0774（44）0001 内線382
FAX0774（44）0001 内線549
 - ウ 申込み期限
令和6年9月2日（月）午後4時（必着）

(5) 注意事項

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

8 その他

細部の内容は、募集要領及び仕様書による。

9 問い合わせ先

陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊 厚生科共済班（担当 千葉）

〒611-0031 京都府宇治市広野町風呂垣外1番1

☎0774(44)0001 内線382